

平成22年第4回上里町議会定例会会議録第2号

平成22年9月6日(月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第43号)上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第44号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第45号)上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第46号)平成22年度上里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 (町長提出議案第47号)平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 (町長提出議案第48号)平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 (町長提出議案第49号)平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 (町長提出議案第50号)平成22年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第51号)平成22年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

出席議員(14人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君	14番	齊藤邦明君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	高野正道君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	清水澄雄君	福祉こども課長	関根健次君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
産業振興課長	吉田雅幸君	下水課長	豊田昇君
学校教育課長	山口正彦君	生涯学習課長	庄邦雄君
指導室長	丸山修君	図書館長	澁澤秀実君
資料館長	外尾常人君		

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

開 議

午前9時5分開議

議長（齊藤邦明君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第43号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第6、町長提出議案第43号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第43号について、上里町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、提案理由でありますけれども、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の一部改正により、父子家庭の生活安定等自立促進を図るため、上里町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例について、所要の改正を行いたく本案を提出するものであります。

次に、改正内容の御説明をさせていただきたいと思いますが、今回の改正における概要でございますが、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること、児童扶養手当法及び児童扶養手当施行令の一部改正が行われたところであります。

内容でございますけれども、父子家庭及び養育者家庭としてのひとり親家庭の用語の定義の見直しと、対象者を重複する場合における調整規定の追加により、同一の児童についての父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当する場合には、父に対する手当は支給しないこととする等の支給の調整。

また、所得制限の対象となる養育費の規定の見直しがされたことによりまして、上里町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文の骨子について御説明申し上げます。

初めに、第2条第2項中の、「）の父」の下に「が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする」を加え、同条第3項中「あって、」というものがありますが、その下に「その児童の」を加え、同項第2号を次のように改めるものであります。

2でありますけれども、母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童。それから、第2条第3項に次の1号を加えるということございまして、3であります。

父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号に掲げる児童となっておるところでございます。

第3条中第2項を第3項といたしまして、第1項の次に次の1項を加えるものであります。

2でありますけれども、前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）ということでございますけれども、のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるとき、次の各号の者は対象者としなないということございまして、1として、同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときに父が該当しないということであります。

2でありますけれども、同一の児童についての母又は養育者のいずれもが対象者となるときに養育者ということであります。

第4条第1項各号列記以外の部分については、「対象者」を「第6条に規定する受給者」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成22年8月1日から適用するものであります。ただし、改正前の条例第5条の規定により、受給者証の交付を受けている対象者は、なお従前のとおりとし、改正後の条例は第8条第2項の届け出から適用するものでございます。これは、改正前に受給者証の交付を受けているひとり親家庭の父及び児童でありまして、父がその児童と生計を同じくしていない者については従来どおりで、ひとり親家庭の改正後の認定については、規則で定める現況届により適用されるものでございます。

以上が、ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であるわけでございます。提案理由の説明とさせていただきますが、慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第43号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第44号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第7、町長提出議案第44号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第44号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますけれども、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険等の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布され、同日付で施行されたことに伴いまして、上里町国民健康保険条例についての所要の改正を行いたく本案を提出するものであります。

次に、改正内容について御説明を申し上げたいと思います。

医療保険制度の安定的な運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の改正につきましては、国民健康保険法の一部改正、国民健康保険法の高齢者医療の確保に関する法律の一部改正などが行われたところでございます。

健康保険法の一部改正の中で、高医療費市町村基準給付に対する支給割合が高い1.14を超える市町村でありますけれども、につきましては国民健康保険の安定化計画を策定し、医療給付費の適正と安定化対策を講じなければならないと指定制度があったわけでございますけれども、この指定市町村の制度は廃止になり、国民健康保険法第4条の2の指定市町村の安定化計画が、広域化等の支援方針に改められたわけでありまして、都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化または財政の安定化を推進するための当該都道府県の市町村に対する支援の方針を定めることができる広域化支援方針に関する規定が設けられたわけでありまして。

それに伴いまして、健康保険法第72条第4項が削除され、第72条第5項が第72条第4項となったために、上里町国民健康保険条例第9条の「法第72条の5」を「法第72条の4」に改めるものであります。

附則でありますけれども、施行期日は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上が、国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由の内容の説明でございます。慎

重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、上里町につきましては、この高医療費市町村の対象にはなっていないということでございますので、今までもこの計画を策定はされていなかった状況にあるわけでありまして、

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの説明でちょっとわからない点がありましたので、お尋ねしたいと思えます。

高医療費市町村に上里町は該当していなかったということでありまして、ではどれぐらゐの位置にあるのかというのが1点です。

それと、その対象になっていた市町村に対しては、安定化対策を講じなければいけなかったことが今度は削除されて広域化支援方針に変わったということでありまして、後期高齢者医療保険制度は広域化していると思えますけれども、国民健康保険そのものを広域化していこうという方針になったということによって理解していいのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 後半の部分の国民健康保険の関係でございますけれども、まだそこまでの状況には至っていないということございまして、これは県と国との協議、市町村とのまた協議ということになるんだと思えますけれども、その分についてはまだいっていないということでございます。

前段についての説明については担当課長から説明させます。

議長（齊藤邦明君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） まず第1点、上里町が対象云々についてはちょっとここにその辺の資料を用意してありませんので、後でまた報告ということによろしいでしょうか。

議長（齊藤邦明君） 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 後半の部分で、広域化支援についてはまだそこまではいってなくて今後の協議ということでありましたけれども、それでは新たに加わった部分ということは、広域化支援方針に変わったという中身についてもう少し具体的にお願いいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 私が最初説明したのは、ちょっと議員さんの内容と違ったかなと思いますので、改めてその分だけさせていただきますが、この高医療費市町村には先ほど申し上げましたとおり、受給給付が1.14を超える市町村が対象であったわけでございます、その市町村に上里町は入っていなかったということであるわけでありまして、その制度は廃止になりまして、今度はその市町村で計画するのではなくて県が一括してそれを先ほど言った計画をつくりなさいと、指定都市の安定化計画をつくりなさいというような内容に改正をされてきたということでございます、私が最初申し上げましたのは、国民健康保険法の制度そのものが、県が実施主体となってやることについてはまだ協議中であるというような内容でございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第44号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第45号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第8、町長提出議案第45号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第45号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由でございますけれども、公営住宅における暴力団の排除を図るため、国土交通省及び警察庁の方針に基づき、上里町営住宅についての所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容についての御説明を申し上げたいと思いますが、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して廉価な家賃で供給する住宅であります。近年、公営住宅における暴力団員のけん銃立てこもり事件など、公営住宅における暴力団が問題視をされておるところでございます。国土交通省や警察庁より、公営住宅から暴力団を排除をするための方策が示されておりますので、町営住宅におきましても入居に関しまして第6条、第13条、第14条及び第43条に、暴力団員に関連する改正を行いました。安全で安心して暮らせる住環境の確保を図るものでございます。

附則でありますけれども、施行期日は平成22年10月1日から施行するものでございます。

以上、上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第45号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時20分休憩

午前9時35分再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 町長提出議案第46号 平成22年度上里町一般会計補正予算(第2号)について

議長(齊藤邦明君) 日程第9、町長提出議案第46号 平成22年度上里町一般会計補正予算(第2号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長(山下精治君) 御提案申し上げました議案第46号 平成22年度上里町一般会計補正予算(第2号)についての説明を申し上げます。

平成22年度上里町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,390万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,514万9,000円といたし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の14款国庫支出金、項2 国庫補助金につきましては、民生費の国庫補助金で地域生活支援事業補助金であります。

次に、15款の県支出金、項の2の補助金でありますけれども、民生費の特別保育事業補助金515万8,000円が主な内容であります。

18款繰入金、項の2 特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計繰入金になっておるところでございます。

次に、19款の繰越金につきましては、必要額を前年度繰越金を入れたわけであります。

歳入合計でありますけれども、現計予算に対しまして3,390万5,000円を追加をいたしまして、74億7,514万9,000円とするものであります。

次に、3ページから4ページの歳出でございますけれども、議会費から教育費までございまして、各項にわたります人事異動等による給与の補正や需用費の補正となっておりますところでございます。

2款の総務費は、給与費の減額のほか、総合振興計画策定事業350万4,000円や、公共用地取得・管理事業の土地購入費、それから交通安全対策事業などの補正額2,110万2,000円の減額となっておりますところでございます。

3款の民生費、項1の社会福祉費は、成年後見制度利用支援事業や、介護保険特別会計繰入金など、それから項の2の児童福祉費は「赤ちゃんの駅」設置事業や保育所整備事業補助金な

どでございます。

4 款の衛生費につきましては、予防対策事業が主な内容でございます、103万8,000円の補正になっているところでございます。

5 款の農林水産業費は、給与費補正が主な内容でございます。

6 款の商工費につきましては、住宅改修資金補助金が追加される主な内容でございます。

7 款の土木費につきましては、給与費の補正のほか、項の2の道路橋りょう費では道路維持補修事業の250万円の補正など、それから項の4都市計画費では、神保原駅南土地区画整理事業特別会計への繰出金や街路整備事業の土地購入費などの総額3,521万8,000円の補正となっているところでございます。

8 款の消防費は、36万8,000円の補正であります。

9 款の教育費につきましては、給与費の補正のほか、学校や公民館、図書館等の各公共施設の修繕工事費等が1,093万1,000円となっているところでございます。

歳出合計も歳入同様でございます、現計予算に対しまして3,390万5,000円を追加いたしまして、74億7,514万9,000円とするものであります。

以上が、一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、お手元にあります大きい予算の一覧表があるわけですが、それによって補足説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 歳出のところでお尋ねいたします。

福祉子ども課の赤ちゃんの駅設置でありますけれども、大変待たれていることだと思いますが、11カ所というふうに御説明がありましたけれども、11カ所は主にどちらのほうに設置する予定になっているのか、お尋ねいたします。

また、児童館の臨時職員賃金、それと保健センターの保健師の臨時職員賃金ということで、臨時職員の賃金が2つ出ておりますけれども、これは増員というふうに見ていいのかどうか、お尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 説明をさせていただきます。

赤ちゃんの駅につきましては、町庁舎、長幡児童館、七本木児童館、上里東児童館、上里町立図書館、ワープ上里、上里町立体育館、保健センター、神保原駅北コミュニティーセンター、イオン上里、ユニクス上里の11施設、13カ所でございます。

続きまして、臨時職員について説明をさせていただきます。

こちらは七本木児童館の臨時職員でございますが、人事異動に伴う増員分の賃金並びに常勤臨時職員の共済費の調整不足分を計上させていただきました。1名分でございます。

議長（齊藤邦明君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明申し上げます。

保健センターの職員につきましては、育児休業の延長ということが確定になりましたので、その分を臨時職員で補うということで調整させていただいております。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありますか。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 説明の中で、産業振興課の農地係ということで、4ページですね、県の支出金で農業委員会の補助金ということで電算委託料が84万円計上されていますが、この農地台帳というのは具体的にどういうことで今回委託料の負担があるのか、ちょっとその辺を御説明いただければと思います。

議長（齊藤邦明君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 吉田雅幸君発言〕

産業振興課長（吉田雅幸君） 土地台帳でございますが、農地を1筆1筆ごとに記載しているものですが、今回の改正によりまして、農地の利用状況調査や遊休農地の土地状況等を新たに記載する項目が設けられましたものから、それに伴うシステムの変更を行うものでございます。

以上でございます。

議長（齊藤邦明君） 2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） これは今年度だけということで、毎年発生するということではないんですか。

議長（齊藤邦明君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 吉田雅幸君発言〕

産業振興課長（吉田雅幸君） 今年度システムを変更すれば、そちらのほうがずっと使えるという形のものになっております。

以上です。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第46号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第47号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（齊藤邦明君） 日程第10、町長提出議案第47号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第47号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,932万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,167万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表が歳入歳出予算の補正であります。

歳入についてでございますが、款の3 国庫支出金、項1 国庫負担金につきましては、療養給付費等の負担金であります。介護給付金の負担金が98万4,000円の増額補正になっているところでございます。

次に、項の2の国庫補助金であります。介護給付金の財政調整交付金及び被保険者証更新時に同封する臓器提供意思表示のリーフレットや、レセプト審査支払システム等の最適化に係る国保システムの改修委託料などでございます。

それから、特別調整交付金が247万8,000円の増額となっているところでございます。

続きまして、款の6の県支出金につきましては、介護納付金の普通調整交付金及び人間ドックに対する特別調整交付金が163万5,000円の補正であります。

続きまして、款の9 繰入金であります。一般会計からの繰入金で、職員給与費等の減額に伴い47万9,000円を減額いたすものであります。

続きまして、款の10の繰越金でございますが、歳入歳出の不足に対する額を1,471万1,000円を補正するものであります。

歳入合計につきましては、1,932万9,000円を追加いたしまして、予算総額を26億9,167万8,000円とするものであります。

続きまして、歳出であります。款の1の総務費の補正であります。職員給与費や被保険者証更新時に同封する臓器提供意思表示のリーフレット印刷代や、レセプト審査支払システム等、最適化に係る国保システム改修委託料及び負担金など、179万7,000円の増額補正となっております。

続きまして、款の6の介護給付金でございますが、平成22年度の介護納付金1億6,182万6,187円に確定をいたしましたので、予算との差額289万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款の8の保健事業費でありますけれども、項の2 保健事業費につきましては、人間ドック、併診ドックの補助金292万5,000円増額補正でございます。

続きまして、款の10の諸支出金であります。項の1の償還金及び還付金につきましては、国庫負担金の療養給付費等負担金の返還金1,171万1,000円の補正であります。

歳出合計につきましては歳入同様、1,932万9,000円を増額いたしまして、予算総額は26億9,167万8,000円といたすものでございます。

以上が平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明でございます。

慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

一般会計と同じように、大きい表がお手元に配付されているわけでございますので、簡単にそれをもとに説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下、上程中の議案について、副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第47号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第48号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（齊藤邦明君） 日程第11、町長提出議案第48号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第48号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,990万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,223万3,000円といたし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページでございますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入でございますけれども、款の7繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の増額に伴い一般会計から294万9,000円を繰り入れするものであります。

款の8繰越金、項の1の繰越金につきましては、歳入歳出の不足する1,695万8,000円を計上させていただいたものであります。

歳入の合計につきましては、1,990万7,000円を追加いたしまして、予算総額を12億1,223万3,000円といたすものであります。

続きまして、歳出でございますけれども、款の1の総務管理費、項の1の総務管理費につきましては、職員の給与費等に関するもので14万9,000円の減額となるわけであります。

款の2の保険給付費につきましては、高額サービス費の増加に伴い、項3高額サービス費731万5,000円の増額補正でございます。

款の4の地域支援事業費の項1の介護予防事業費及び項の2の包括的支援事業費・任意事業費につきましては、職員の給与費等に関するものでございまして、315万2,000円の増額補正となっているところでございます。

款の5諸支出金、項の1の償還金及び還付加算金につきましては、平成21年度の介護保険給付金における負担金等の精算に伴う国等への返還金でございまして、497万9,000円を計上したところでございます。

項の2の繰出金は、一般会計に対するものでございまして、前年度、平成21年度分の介護給付費の精算に伴う返還金でございまして461万円となっているところでございます。

諸支出金の補正額の合計は、958万9,000円となっているところでございます。

歳出の合計につきましては、歳入同様、現計予算に対しまして1,990万7,000円を追加いたしまして、予算総額を12億1,223万3,000円とするものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算の提案理由説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、お手元の大きい表を見ていただきたいと思います。

〔以下、上程中の議案について、副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第48号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第49号 平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議長（齊藤邦明君） 日程第12、町長提出議案第49号 平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第48号 平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入につきましては、款の4繰入金であります。一般会計からの繰入金1万2,000円の補正であります。

款の5繰越金につきましては、平成21年度繰越金2万円を補正するものであります。

歳入合計につきましては、3万2,000円を追加いたしまして11万1,000円とするものであります。

次に、歳出でありますけれども、款の3諸支出金、項の1償還金につきましては、平成21年度の精算によりまして、社会保険診療報酬支払基金交付金、それから老人医療給付費国県負担金等の返還金3万2,000円の補正であります。

歳出合計につきましては、歳入同様、3万2,000円追加いたしまして11万2,000円を追加するものでございます。

以上で、平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第49号 平成22年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第50号 平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別
会計補正予算（第1号）について

議長（齊藤邦明君） 日程第13、町長提出議案第50号 平成22年度上里町神保原駅南土地区

画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第50号 平成22年度上里町神保原駅南土地画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ714万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,506万1,000円とするものであります。

2といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正の第1表でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ714万8,000円を増額いたしまして、総額で7,506万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、2の繰入金、他会計からの繰入金でございまして、町からの繰入金550万9,000円を増額し1,675万8,000円といたすものであります。

3の繰越金につきましては、繰越金を前年度の確定によりまして163万9,000円を増額補正をするものであります。

歳入合計につきましては、補正前の額6,791万3,000円に対しまして、補正額714万8,000円を増額いたしまして7,506万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますけれども、歳出につきましては事業費でございますけれども、補正前の額6,781万3,000円に補正額714万8,000円を増額いたしまして、7,496万1,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、補正前の額6,791万3,000円に対しまして、補正額714万8,000円を増額いたしまして7,506万1,000円とするものでございます。

事業費の内容でございますけれども、職員の異動に伴う給与費、それから職員手当といたしまして56万4,000円を増額、それから委託費といたしまして換地計画策定に使用となります町・字変更調書の作成、権利関係の再調整を換地計画作成業務の委託費といたしまして620万円の計上をいたしたものでございます。

工事費につきましては、仮換地指定を行います土地への盛土工事が残されておりますので、これの工事の費用といたしまして14万円の増額をいたしたものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

お手元に大きい一覧表があると思いますが、それでちょっと説明をさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について、副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第50号 平成22年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第51号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（齊藤邦明君） 日程第14、町長提出議案第51号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第51号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

町公共下水道事業につきましては、議員各位並びに関係機関、区長等の御理解をいただきまして、本年4月の供用開始することができましたことを厚く感謝を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に417万3,000円を追加いたしまして、総額を3億2,409万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の内容説明をいたしますと、歳入の2款、歳出2款の構成となっているところでございます。

初めに、歳入でございますけれども、繰入金につきましては243万円を増額いたし、総額で7,862万1,000円となり、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、繰越金でありますけれども、前年度決算確定に伴いまして、当初予算額計上差額分の174万3,000円を計上いたしたものでございます。

次に、歳出でございますけれども、事業費498万2,000円を増額いたしまして、総額2億5,129万4,000円とするものでございます。

その補正内容につきましては、職員の人事異動等に伴う補正額283万6,000円及び道路復旧工事請負費200万円並びに酸素・硫化水素濃度計購入費13万2,000円の計上であります。

また、公債費80万9,000円を減額し、総額で7,270万2,000円といたすものであります。

内容につきましては、平成21年度借り入れいたしました金額の利率の確定したことに伴う減額となっているところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

お手元に一覧表が行っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

〔以下、上程中の議案について、副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

8番、新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 今、副町長から公共下水道の特別会計に対する説明がございましたけれども、4月から公共下水道が供用開始になった中で、神保原地区、忍保、八町河原を含めて個人の申し込みが何件ぐらいあって、今現在供用開始している家が何軒ぐらいあるのか。

また、つつじヶ丘団地、それぞれの団地、そういうまとまったところの供用開始になっていると思うんですけれども、個人加入者と団体ですか、団地なんかでまとまって入っているところ

ろの全体の戸数と、今現在申し込まれて既に供用開始している戸数と、これからまだ残っている戸数をちょっと教えていただきます。よろしくお願いします。

議長（齊藤邦明君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） それでは説明させていただきます。

まず、個人の申し込み並びにそれに伴う供用開始の世帯数でございますが、接続の申請をされているのが個人で今現在168世帯でございます。そのうち、供用開始されておりますものが158世帯でございます。

次に、つつじヶ丘団地等々の問題でございますが、つつじヶ丘団地につきましては約110戸が加入ということでございます。それと、それを差し引いた部分についてが個人の加入であるということでございます。

なお、業種等によっても児玉工業団地というのがございます。21戸が今現在供用開始で接続しておりますので、総体的には接続の申請数が222戸と申しますか、世帯と申しますか、そういう状態でございます。供用開始されているのが210世帯ということがきょう現在の内容でございます。

以上でございます。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 償還金利子のところでお尋ねいたしますけれども、私の聞き間違いかもしれませんが、副町長のほうで、平成21年度借入れの利子が確定したことによるふうな説明だったように思うんですけれども、利子はどのように確定したのかお尋ねいたします。

また、給与のところの時間外勤務手当なんですけれども、大変時間外勤務手当が増えるということは職員に対しても重労働になるというふうに思いますので、この辺は増員によって解決できる問題なのかどうか、その点も含めてお尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 後半の部分については私のほうから答弁させていただきますけれども、時間外が非常に多いということでございますけれども、これについては今ちょうど供用開始をされましてその加入手続のその時期に入った时期的な残業が非常に多いということでございます。やはりその時期によるものでございますので、これが恒久的に続くものであるかということもまたあるわけでございます。その辺のところをやはり検討しながら、その職員の配置

については今後考えていく必要があるというふうに理解しているところでございます。

議長（齊藤邦明君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 償還金の利息の減額について説明させていただきます。

当初予算計上の段階では、当然3月31日までに借り入れされるだろうということで予定を組んでおり、なおかつ2.1%ぐらいが借入額かなということで計上させていただいておったんですが、事実上の借り入れが5月の26日が全部で4件、4月の26日が1件、3月の30日が1件ということで、これに伴います当然利息の9月支払い分がおのおの変わってきますので、そういう状況の中で利息が減額したということに伴いまして、今回計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第51号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（齊藤邦明君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時41分散会